○農林水産省令第四十八号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月八日

農林水産大臣　江藤　拓

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
漁業の許可及び取締り等に関する省令	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令
目次	目次
第一章　総則（第一条）	第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　大臣許可漁業	第二章　指定漁業の許可及び起業の認可（第四条―第十四条）
第一節　通則（第二条―第二十六条）	第三章　指定漁業の制限及び取締り等
第二節　沖合底びき網漁業（第二十七条）	第一節　通則（第十五条―第二十八条の二）
第三節　以西底びき網漁業（第二十八条）	第二節　沖合底びき網漁業（第二十九条）
第四節　遠洋底びき網漁業（第二十九条・第三十条）	第三節　以西底びき網漁業（第三十条）
第五節　東シナ海はえ縄漁業（第三十一条）	第四節　遠洋底びき網漁業（第三十条の二・第三十一条）
第六節　大西洋等はえ縄等漁業（第三十二条）	第五節　大中型まき網漁業（第三十一条の二―第三十三条の二）
第七節　太平洋底刺し網等漁業（第三十三条）	第六節　大型捕鯨業（第三十四条―第四十条）
第八節　大中型まき網漁業（第三十四条―第四十三条）	第七節　小型捕鯨業（第四十一条―第四十五条）
第九節　基地式捕鯨業（第四十四条―第四十六条）	第八節　母船式捕鯨業（第四十六条―第五十五条）
第十節　母船式捕鯨業（第四十七条―第五十条）	第九節　遠洋かつお・まぐろ漁業（第五十六条―第六十条の三）
第十一節　かじき等流し網漁業（第五十一条―第五十四条）	第十節　近海かつお・まぐろ漁業（第六十一条・第六十二条）
第十二節　東シナ海等かじき等流し網漁業（第五十五条）	第十一節　中型さけ・ます流し網漁業（第六十三条―第六十六条）
第十三節　かつお・まぐろ漁業（第五十六条―第六十三条）	第十二節　日本海べにずわいがに漁業（第六十七条―第七十一条）
第十四節　中型さけ・ます流し網漁業（第六十四条―第六十六条）	第十三節　いか釣り漁業（第七十二条）
第十五節　日本海べにずわいがに漁業（第六十七条―第六十九条）	第四章　雑則（第七十三条―第百五条）
第三章　知事許可漁業	第五章　罰則（第百六条―第百九条）
第一節　総則（第七十条・第七十一条）	附則
第二節　小型機船底びき網漁業（第七十二条―第七十五条）	
第三節　小型さけ・ます流し網漁業（第七十六条）	
第四章　届出漁業（第七十七条―第八十二条）	
第五章　漁業調整に関するその他の措置（第八十三条―第百二条）	
第六章　雑則（第百三条―第百十六条）	
第七章　罰則（第百十七条―第百二十条）	
附則	